

いじめ対応マニュアル

令和7年度版

千葉市教育委員会

千葉市教育施策の基調

人間尊重の教育

いじめの基本認識

いじめは決して許されないことであり、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものである。

学校いじめ防止基本方針の策定（いじめ対策推進法第13条）【義務】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

※ 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開することやPDCAサイクルにより見直すことが求められています。

1 【いじめの未然防止】

- ・わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校づくり
- ・いじめをしない態度・能力の育成
- ・児童生徒の特性や背景の理解



○いじめを生まない人間関係・学校・学級づくり

- ・教職員と子供との信頼関係づくり
- ・子供同士の望ましい人間関係づくり
- ・充実した学校生活、わかる授業、公平公正な学級経営
- ・多様性（発達障害を含む）についての適切な理解
- ・組織対応を図るための、いじめの問題に関する校内研修

○子供の主体的な活動の推進

（自らがいじめを考える場を設定する）

- ・特別の教科 道徳（以下「道徳科」という。）授業、学級活動、児童会・生徒会活動等で、子供が自らいじめの問題について考え、議論する活動
- ・人権教育、心の教育の充実
- ・相談箱の設置や、子供同士で悩みを聞き合う活動
- ・ギガタブを使った悩み相談

○学校、家庭、地域、関係機関との連携

- ・学校内での情報共有、校種間の連携
- ・学校いじめ防止基本方針を示すことにより家庭、地域との連携
- ・教育委員会、児童相談所、警察など関係機関との連携

○特に配慮が必要な児童生徒への対応

- ・当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援、保護者との連携などが必要。
- ・発達障害のある児童生徒⇒いじめがあった場合、個々の児童生徒の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や指導計画に基づき、当該児童生徒のニーズや特性等を踏まえた適切な指導や必要な支援を実施する。

- ・海外から帰国した子女や外国人の児童生徒⇒言葉や文化の差から学びにおいて困難を抱える場合が多く、それらの差からいじめが行われないよう学校全体で注意深く見守り、必要な支援を実施する。新型コロナウイルス感染症等に関連して、外国籍の児童生徒や、海外に渡航歴のある児童生徒に対して不当な差別、偏見がないようにする。
- ・性的マイノリティに係る児童生徒⇒いじめ防止のため、教職員への正しい理解や対応について周知し、必要な支援や対応を実施する。
- ・児童生徒・被災した児童生徒⇒心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・ヤングケアラーの疑いがある児童生徒⇒ヤングケアラーに対する理解を深めるとともに、子供の状況を把握していくことが大切。
- ・家庭環境によるいじめ⇒保護者の考えを尊重しつつ、児童生徒が取り巻く環境について保護者と協力して環境改善を行う。

各校が策定した「学校いじめ防止基本方針」については、下記のとおり扱うこととする。

- (1)ホームページへの掲載やその他の方法にて、児童生徒や保護者、地域住民が容易に確認できるようにする。
- (2)入学時や年度始めに児童生徒に集会等で知らせると同時に、「いじめ問題対策委員会」のことやメンバーになっている教職員の紹介を行い、相談しやすい環境を整える。

〇いじめのサインを見逃さない

- ・いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ている。
- ・いじめ発見のきっかけの上位は、アンケート調査などの取組、本人からの訴え、保護者からの訴え、学級担任が発見である。
- ・小さなサインを見逃さず、子供や保護者の訴えを丁寧に受け止める。

2 【いじめの早期発見】

- ・いじめのサインを見逃さない
- ・アンケート調査の実施、観察・面談週間等の励行

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。



☆けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる心身の苦痛に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

☆軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し、教員の指導なしで良好な関係を再び築く事ができた場合には、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対処が可能であるが、いじめ問題対策委員会等での情報共有が必要である。



※文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。いじめを認知していない学校にあっては、「真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられないことなく放置されたいじめが多数潜在する場合もある」と懸念を示している。

いじめ問題対策委員会（いじめ防止対策推進法第22条）【義務】

（組織の名称は、各学校の判断で決定）

校内の教職員で構成された組織

（生徒指導委員会等）

※学級担任、教科担任、部活動顧問等も必要に応じて参加する

+

全校集会で、活動内容等を紹介

構成員として必ず参加

心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者やその他の関係者

（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、学校医等）

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの未然防止のための教育プログラムの計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には、即日臨時の会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査・聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

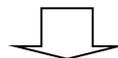
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止指導計画）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止指導計画）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

☆いじめについては、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になる。また、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、医師、元警察官などの外部専門家等の参加や助言を得ながら対応する。

- ・アンケート調査は必ず実施
- ・各学校で、年度終了後5年間保存
例) 小学校1年生に実施したアンケートは卒業まで保存する。
- ・実施回数、記名式・無記名式、内容は、学校の判断

○アンケート調査の実施、観察・面談週間等の励行

- ・日常の観察、こまめな記録、定期的なアンケート調査、個人面談等で、いじめの早期発見、把握



☆教職員は、子供たちの出している「サイン」にどれだけ気づき、どのように対応しているでしょうか。「これを取り上げると時間や手間がかかるなあ」などと考えがちです。しかし、初期段階での不十分な捉えや対応が、後の大きな問題につながり、解決までに多くの時間を要することになると心得ておく。

☆いじめを受けている子供は、心配をかけたたくないという思いや、集団からの孤立や仕返しを恐れる思いから、いじめられていることを教職員や保護者に訴えることが難しいものです。いじめの早期発見のためには、日頃からの子供との関わりが大切です。

☆本組織に加え、いじめ重大事態の対応について備えた調査組織についても平時より備えておくとうよい。(組織については、5【重大事態への対処】)

3 【いじめの早期対応】

- ・迅速、かつ組織的な対応
- ・情報収集と事実確認
- ・解決に向けた支援と指導
- ・経過観察と再発防止
- ・教育委員会に報告
- ・関係機関等との連携

<いじめにみられる集団構造>

見て見ぬふりをする子供
〔傍観者〕

周りではやしたてる子供
〔観衆〕

いじめを行っている子供
〔加害者 (関係児童生徒)〕

いじめを受けている子供
〔被害者 (対象児童生徒)〕

○迅速、かつ組織的に対応

- ・いじめの疑いや訴え、いじめを発見したら、担任一人で抱え込むことなく、初期段階からいじめ問題対策委員会を中核に組織的に取り組む。
- ・初期対応が肝心であり、即日、すばやく適切に対応する。

○情報収集と事実確認

- ・多方面から情報収集し、事実確認を的確に行いながら、いじめの全体像を把握した上で、事実に基づく具体的な対応方針を決定する。

○解決に向けた支援と指導

- ・いじめを受けた子供には、丁寧に話を聞きとり、「最後まで絶対に守る」という姿勢で支援する。
- ・いじめを行っている子供や観衆に対しては、背景を十分に理解し、適切な指導(例えば相手の心情を理解した上での謝罪など)や支援を行う。
- ・周囲の子供には、いじめの傍観者にならないように指導する。

○経過観察と再発防止

- ・解決したと即断せず、継続的に経過観察を行い、再発防止に努める。
- ・保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

○いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

(1)いじめに係わる行為が止んでいること

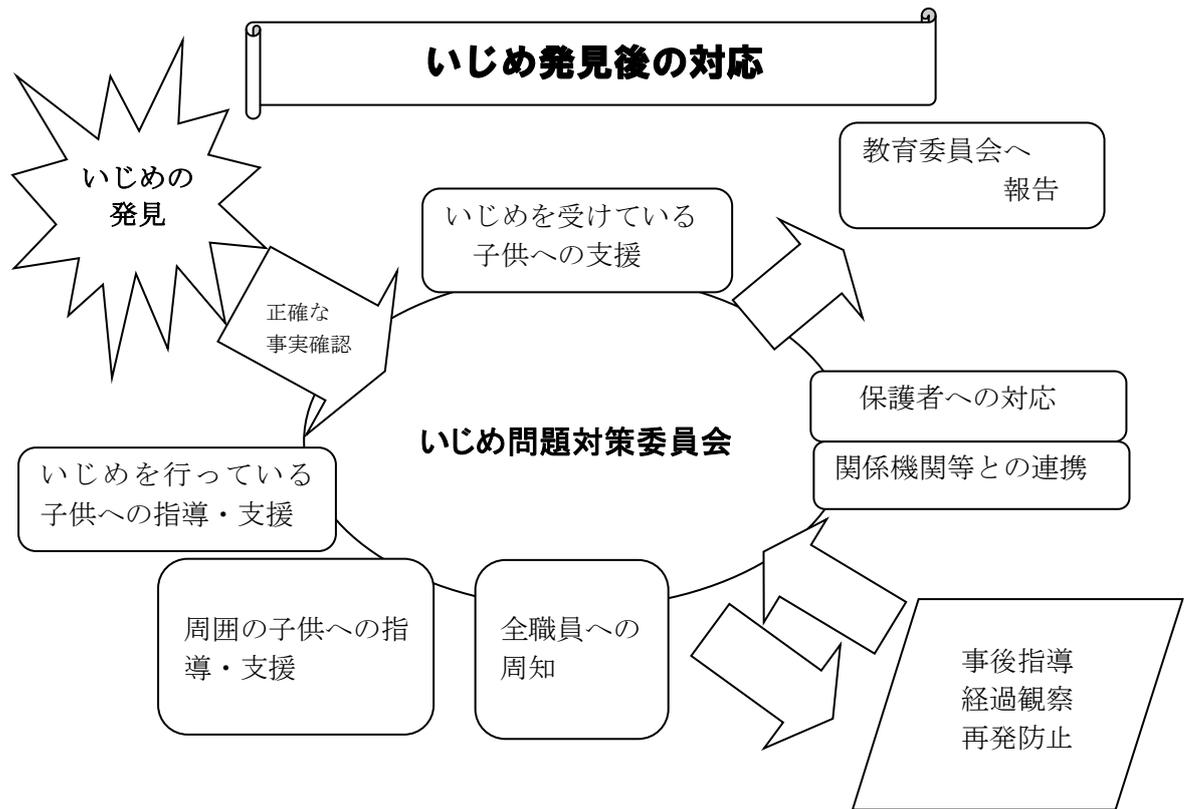
被害者(対象児童生徒)に与える心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、**少なくとも3ヶ月以上を継続していること。**

(2)被害児童生徒(対象児童生徒)が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒(対象児童生徒)本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

☆いじめは、「被害者(対象児童生徒)」と「加害者(関係児童生徒)」だけの問題ではありません。

周りではやしたて、喜んで見ている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを助長する存在です。また、いじめは誰もが「被害者」、「加害者」になる可能性があります。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしたりしていると考えられます。日頃からの丁寧な学級経営が大切です。

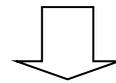


4 【関係機関等との連携】

- ・日頃から連携を密にしておくこと
- ・学校と関係機関のそれぞれの役割を理解し、一体となった取組をする
- ・いじめの事実を確認した場合は、教育委員会に報告する
(いじめ防止対策推進法第 23 条第 2 項)【義務】

○関係機関等との連携について

- ・いじめの対応に協力を得るために、日頃から関係機関等と連携を密にしておく。
- ・各関係機関等の役割や機能を理解し、日頃から積極的な情報交換を行う。
- ・いじめの事実を確認した場合は、教育委員会に報告する。学校内だけでは解決が困難な場合等、教育委員会と連携して必要な措置を講ずる。



☆学校内だけでは解決が困難な事案については、学校と教育委員会が緊密な連携体制を構築していることが、迅速かつ的確な初期対応につながります。教育委員会では、教育支援課が中心となり、関係各課や青少年サポートセンターと連携を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらにはスーパーバイザーを派遣するなどして、的確な対応を支援します。

☆「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携の徹底について（令和5年2月7日 文部科学省通知）」に基づき、警察と学校等が日頃から緊密に情報共有できる体制の構築が重要です。児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、こうした考え方を改め、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。

☆児童相談所では、専門の相談員や心理職、医師などの専門家が18歳未満の子供に関するいじめや非行等、様々な相談に応じています。

5 【重大事態への対処】

- ・管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝達
- ・躊躇なく関係機関へ支援を要請
- ・子供、保護者へ、適切な情報を迅速、確実に伝え、二次被害の防止

○重大事態への対処について

- ・管理職に正確な情報を迅速、確実に伝え、全教職員が十分認識する。
- ・最悪の事態を想定しながら、迅速・的確に対応する。
- ・教育委員会に報告し、その判断のもとに組織を設け、調査を行う。

重大事態の意味について（いじめの防止等のための基本的な方針）

○いじめ防止対策推進法28条の第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒に着目して判断する。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが考えられる。

○いじめ防止対策推進法28条の第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

☆重大事態の疑いが生じた時点で、調査の実施に向けて動き出すことが求められている。

☆いじめを受けている児童生徒や保護者から「重大な被害が生じた」と申し出があったときは、速やかに重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめ重大事態ではないと断言できないことに留意する。

⇒児童生徒や保護者からいじめられ重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○対処の流れ

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに事実の確認を行い、教育委員会に報告する。

(2) 調査組織を設置

① 学校は、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。（不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う）

※組織には、専門家や第三者を加え、公平性、中立性を確保するように努める。

「専門家」…法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者。

「第三者」…当該事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者。

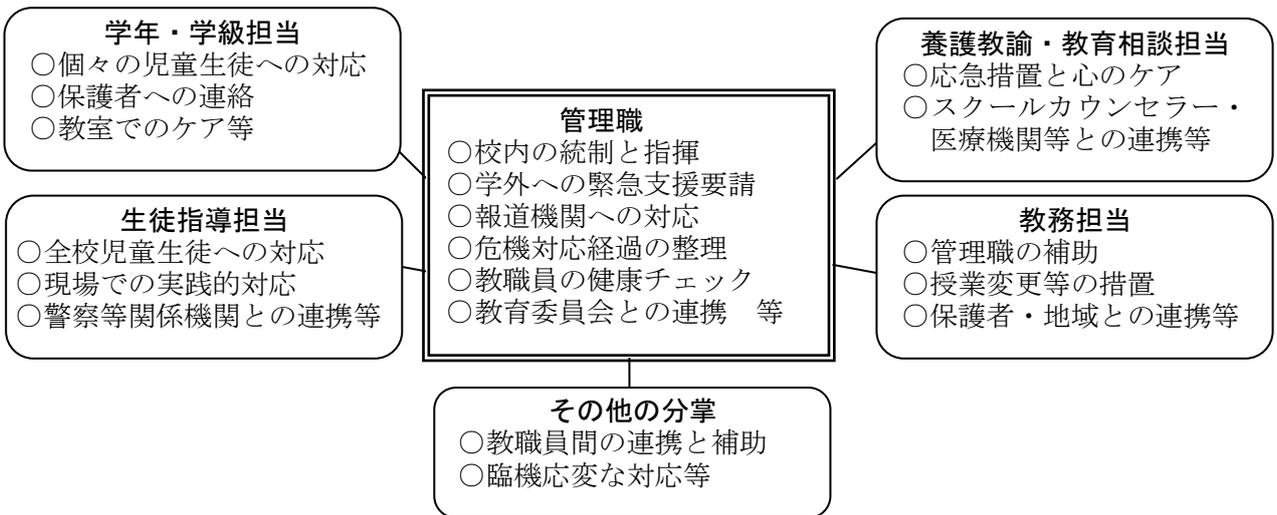
- ② 教育委員会は、自らが主体となって当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。
 - ③ 必要に応じて、教育委員会の附属機関として、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」（いじめ防止対策推進法第28条第1項）を設置する。
- (3) **事実関係を明確にするための調査の実施**
 事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の再発防止等を講ずる。
 これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- (4) **いじめを受けている児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供**
 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠ってはならない。アンケート調査を行った場合は、アンケートの結果を、いじめを受けている児童生徒や保護者に提供する場合があることを事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。
- (5) **調査結果を教育委員会に報告**
 学校は、調査結果を取りまとめ、教育委員会に報告する。教育委員会は、市長に報告する。
- (6) **調査結果を踏まえた必要な措置**
 学校は、調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。
 教育委員会は、調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。
 必要な措置とは、いじめを受けている児童生徒（対象児童生徒）への支援やいじめを行った児童生徒（関係児童生徒）への指導及び支援や再発防止等の実施のことをいう。

----- 市長が再調査を必要と認めたとき -----

- (7) **再調査を行う機関の設置**
 市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要と認めるときは、市長の附属機関として、「千葉市いじめ等調査委員会」（いじめ防止対策推進法第30条第2項）を設置する。
- (8) **調査結果報告を受けた市長による再調査**
 千葉市教育委員会のいじめ等の対策及び調査委員会（いじめ防止対策推進法第28条第1項）が行った調査について再調査を行う。
- (9) **再調査の結果を踏まえた措置等**
 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。
 再調査を行ったとき、市長はその調査結果を議会に報告する。

校内の組織体制と役割分担（例）

※ いじめの重大事態に対処するための校内の具体的な体制を示しています。いじめ問題対策委員会が中心となり、事実関係を明確にするための調査及び対策を講じます。（いじめ防止対策推進法第28条）【義務】



○調査結果の説明・公表

1 調査結果の説明について

- (1) 調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者並びにいじめを行った児童生徒・保護者に説明することが必要である。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮して行う。
- (2) 調査結果に対する所見について、対象児童生徒・保護者の意向を確認し、提出する場合はいつ頃までに提出するかの目安等を伝える。
- (3) 調査報告書に対して、事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合等は、対象児童生徒・保護者の意向を確認した上で、追加で調査することが望ましい。

2 調査結果の公表について

- (1) 調査報告書を公表するか否かについては、学校設置者及び学校として、当該事案の内容や、重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段支障がなければ公表することが望ましい。
- (2) 調査報告書を公表することについては、憶測や誤解を生まないように配慮する。

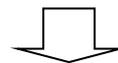
6 【いじめの態様について】

- ・「冷やかし・からかい」が最も多い
- ・「遊ぶふりをしたいじめ」や「ふざけあいのように見えるいじめ」は気づきにくい
- ・「ネット上のいじめ」は気づきにくい



○いじめの態様について

- ・具体的には、「冷やかしやからかい、いじりなどの言葉によるいじめ、軽くぶつかられたり叩かれたりする物理的ないじめ、仲間外れや集団による無視」が上位の3つです。それ以外にも「金品を隠されたり、盗まれたりするいじめ」や「嫌なことや危険なことをさせるいじめ」があります。
- ・学校全体として子供の「冷やかし・からかい・いじり」「遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」等の事実に対して、細心の注意を払う。
- ・教職員や保護者が気づきにくい「ネット上のいじめ」、特にSNS上のトラブル(誹謗中傷の書き込みや仲間外れ)が急速に広がっています。



☆言葉によるからかひやいじりは、いじめの端緒であり、いじめの温床となり、継続化する傾向があります。

いじめる側からかひ意図や悪意があつたとしても、笑ひを取るための「受けねらい」であるという暗黙の了解や仲間外れになる不安が、いじめられる側を拒否しにくい立場にし、受け流すことを余儀なくされます。また、いじめる側はそれを理由にからかひを正当化し、さらにエスカレートしていきます。

☆インターネットの掲示板等への誹謗・中傷の書き込みを行うことに代表される「ネット上のいじめ」は、重大な人権侵害であり、犯罪行為(刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る)であることを理解させ、子供たちが「被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸さない」ようにすることが大切です。

また、「ネット上のいじめ」が発見されたり、子供・保護者等からの相談があつたりした場合、被害にあつた子供や関係者から事実関係、書き込み内容等を確認・記録し、被害の拡大を防ぐために書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。

掲示板等に記載された誹謗中傷への対応の例



ネットいじめの発見
(子供・保護者からの相談
青少年サポートセンターによるネ
ット補導等)

誹謗中傷に該当する書き込み
の場合は、学校及び教職員等
は、本人又は保護者の意向に応
じて警察や適切な相談窓口へ
の相談も検討する。

書き込み内容の確認・記録

○複数の教職員で掲示板等のアドレスの確認と記録 ○書き込み内容の保存（プリントアウト等）
※携帯電話・スマートフォンの場合は、画像をカメラで撮影する 等（保護者の同意のもと管理職が責任を持って対応）

掲示板等の管理者に削除と証拠保全の依頼（学校又は被害保護者）

○管理者への連絡方法（メール）の確認 ○利用規約等を確認の上、削除と証拠保全を依頼
※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者などの個人情報を記載する必要はない。

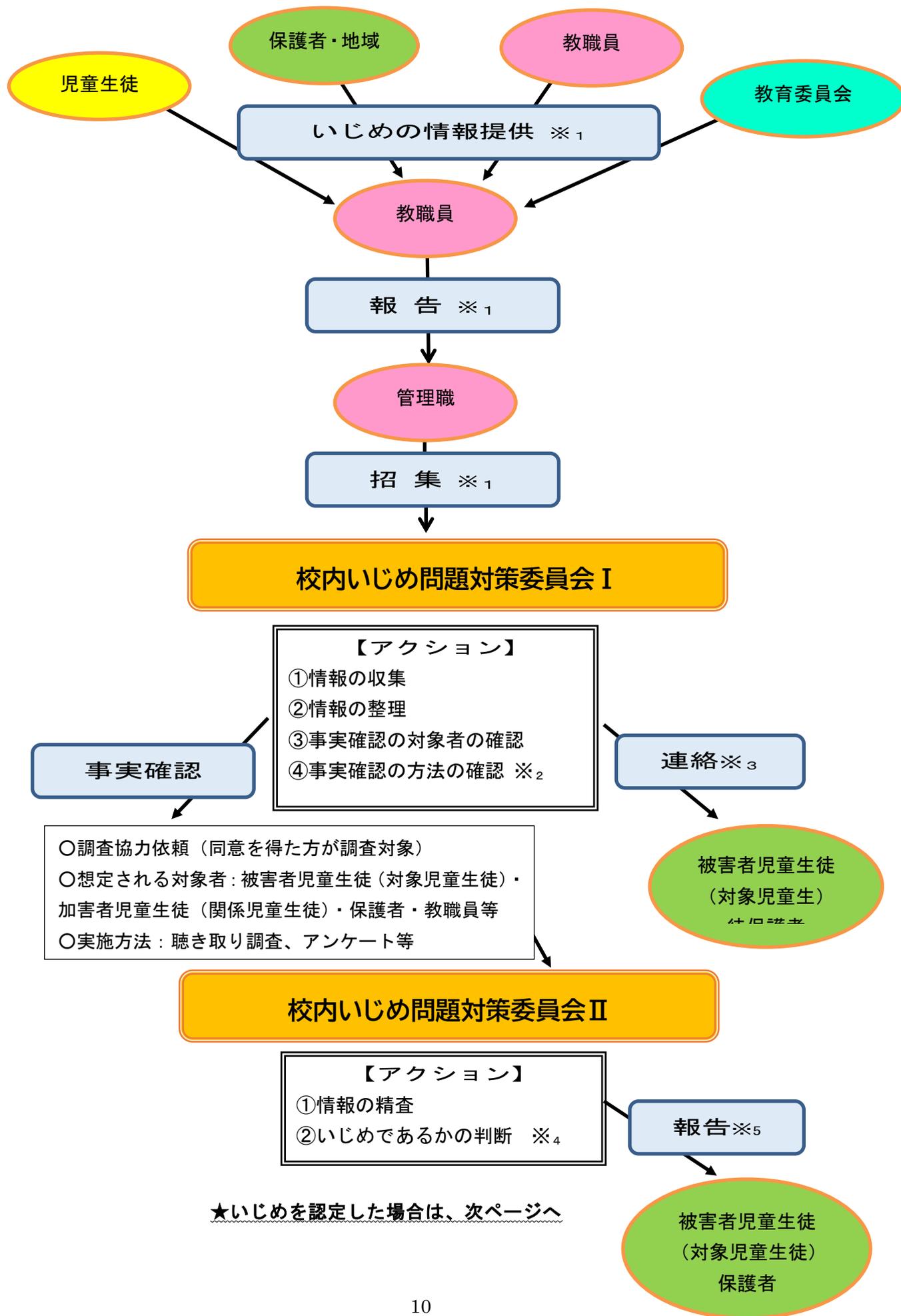
掲示板等のプロバイダに削除依頼（学校又は被害保護者）

○管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
※削除されない場合は、誤りがないかメール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、総務省支援事業などに相談する。

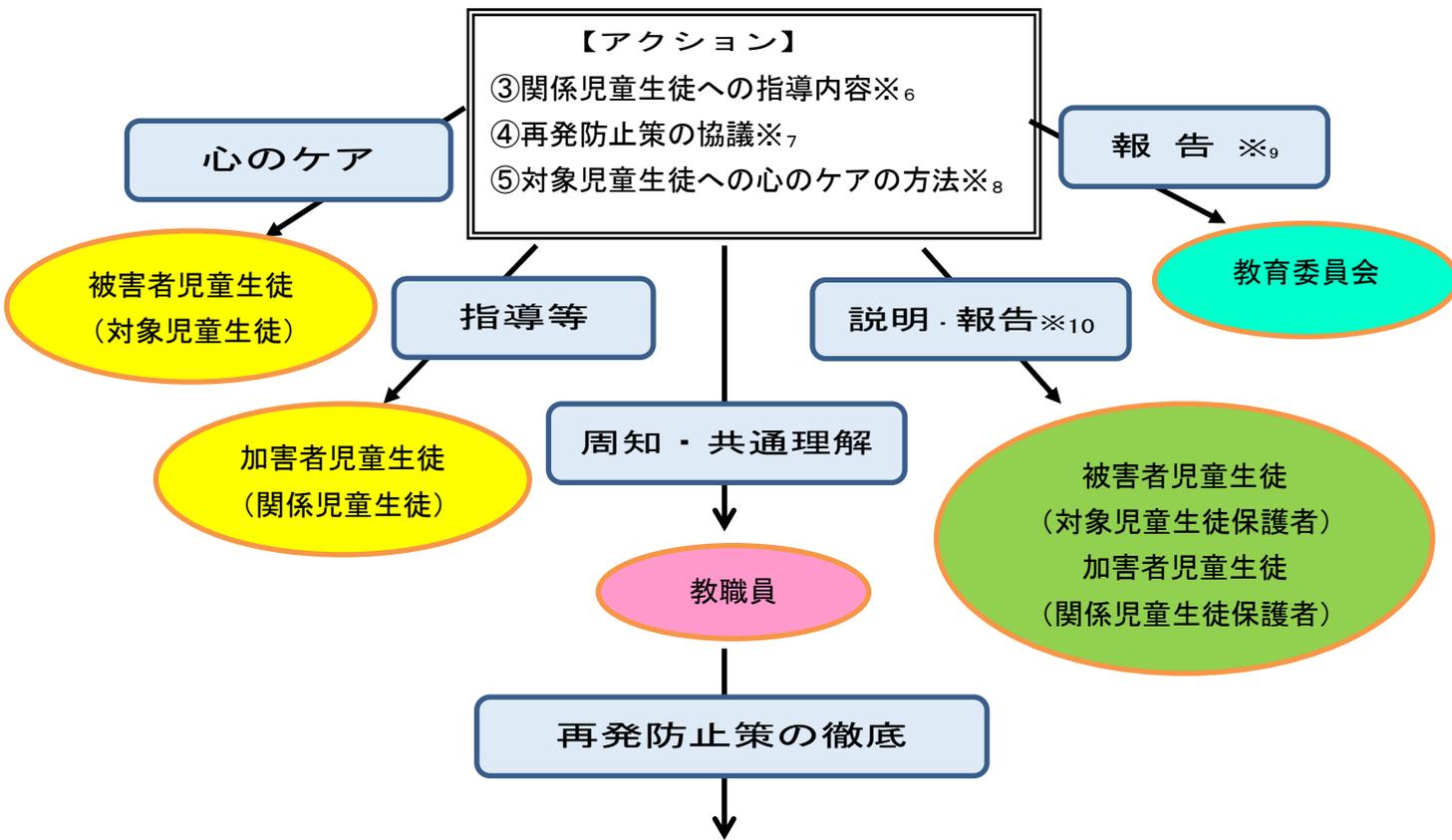
携帯電話やインターネットの相談窓口

違法・有害情報相談センター（総務省業務委託）：<http://www.ihaho.jp/>
迷惑メール相談センター（総務省業務委託）：<https://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>
インターネット・ホットラインセンター（警視庁業務委託）：<http://www.internethotline.jp>
セーフライン（一般社団法人セーフラインインターネット協会）：<https://www.safe-line.jp/>
サイバー犯罪対策（千葉県警察）
：https://www.police.pref.chiba.jp/cyberka/safe-life_cybercrime.html

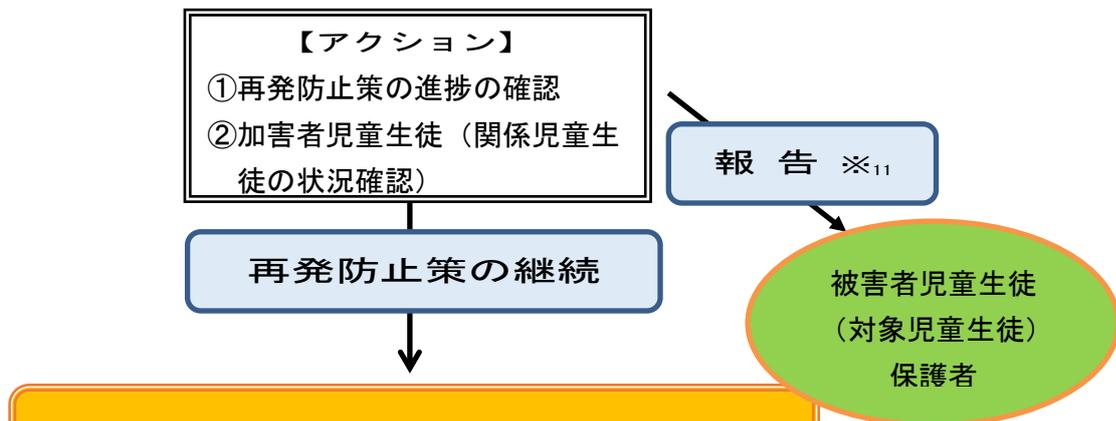
7. いじめ対応のフローチャート



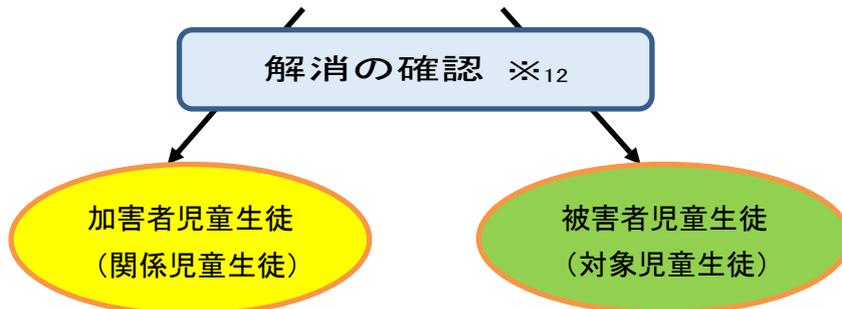
校内いじめ問題対策委員会Ⅱ



校内いじめ問題対策委員会Ⅲ



校内いじめ問題対策委員会Ⅳ



【図表の留意点】

No.	配 慮 事 項
※ 1	①できるかぎり即日に行うこと。 <u>(管理職への報告は原則当日)</u>
※ 2	<p>①聴取する対象者が複数の場合は、できるかぎり同時展開で行い、情報操作が行われないようにすること。</p> <p>②聴取の場合は、できるかぎり複数の教職員で行うこと。</p> <p>③聴取内容については、記録を残すこと。</p> <p>④アンケート調査の実施の場合は、質問事項等についても校内いじめ問題対策委員会で練ること。</p>
※ 3	<p>①学校の確認できている内容と、今後の支援の方策、指導方針や再発防止策について説明し、理解を図ること。</p> <p>②電話ではなく、できるかぎり対面で行うこと。その際は、複数の教職員で行うこと。</p>
※ 4	①「いじめ防止対策推進法」にあるいじめの定義に基づいて、必ず組織として、いじめであるか否かの判断を行うこと。
※ 5	<p>①いじめであるか否かの結果を伝えること。</p> <p>②文書による報告を求められた場合は、原則個人情報に配慮して提出すること。</p> <p>③電話ではなく、必ず対面で行うこと。その際は、複数の教職員で行うこと。</p>
※ 6	<p>①具体的に誰が、どのような内容で行うかを明らかにすること。</p> <p>②必ず複数の教職員で行うこと。</p> <p>③指導内容について記録を残すこと。</p>
※ 7	①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家からの助言をできるかぎり得ること。
※ 8	①スクールカウンセラーの活用を視野に入れること。
※ 9	①教育支援課に電話等で一報入れ、書面にて報告すること。
※10	①心のケアのためにスクールカウンセラー等の活用について提案すること。
※11	①学校での様子や見守りの様子をこまめに報告すること。
※12	<p>①いじめ発生時から最低でも<u>3か月の経過</u>を必要とすること。</p> <p>②必ず被害児童生徒（関係児童生徒）及び保護者との面接等で、いじめの解消を確認すること。</p>

いじめのサインに気づき、対応するために

いじめの問題を解決するためには、早期発見・早期対応が大切となります。いじめの兆候を見逃さないためには、日常における子供とかわす何気ない会話や行動観察を行いながら、子供の実態を把握することが大切です。また、一人の目で見ただけでなく、様々な視点からの情報収集を行うとともに、情報を共有し、組織的に対応することが何よりも重要です。

<このような子供はいませんか>

1 朝の会

- 担任が来るまで廊下で待っている
- 他の子供より早く登校する
- 理由のはっきりしない遅刻や欠席が増えた
- 挨拶や出席確認の返事がない、または小声になった
- 沈んだ表情や緊張した様子をしている

2 授業の開始時、授業中

- 一人で遅れて教室に入ってくる
- 授業のはじめに用具が散乱している
- 忘れ物が多くなった
- 班決めなどの時、話合いの輪に入れない
- 係や役員を決める時、ふざけ半分に推薦されたりする
- ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる
- 正しい意見なのに冷やかされる
- 発表回数が少なくなり、活発さがなくなった
- 掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる
- その子への配布を嫌がる雰囲気がある
- 実験等の後片付けをいつもやらされている
- 道具や器具に触らせてもらえず、順番がなかなか回ってこない
- 音楽の授業で歌えなくなる
- 内緒話をされている
- 不自然に机や椅子が離されている
- 不調を訴え、保健室に行くことが増える

3 休み時間

- いつも一人でポツンとしている
- 笑顔が見られずおどおどしている
- 特に用事がないのによく職員室に来る
- 教室移動のとき、荷物を持たされている
- 保健室や相談室に来る回数が増える
- 授業が始まって教室に戻りたがらない
- 不自然なケガや傷が増えた

4 給食・清掃時

- 給食を食べない、食欲がない
- 配膳を嫌がられている
- 一人黙々と清掃しているが表情が暗い
- 机や椅子が運ばれずに、放置されている

5 帰りの会

- 持ち物がなくなると、よく訴えに来る
- 泣いている、机に伏せたまましている
- 自分の持ち物ではないものを、机やロッカーに入れられている
- 服装に靴跡等の汚れがある

6 委員会・係活動

- 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられている
- 一人で離れて仕事をしている
- 無理に役員を押し付けられる

7 部活動・クラブ活動

- 参加しないことが多く、表情も暗い
- 一人だけで、大変な仕事(準備や片付け)をやらされている
- 練習のふりをして、ボールを当てられたりしている
- 辞めたいなどの訴えがある
- 道具を隠される
- 練習グループから外される

いじめアンケート調査

(1) いじめアンケートの活用について

いじめアンケートは、いじめ発見のための方法として、学校いじめ防止指導計画の中に位置づけ、学校としていじめを許さないこと、そして子供たちを守るという姿勢を伝える機会とする。アンケートの結果は、いじめ問題対策委員会で共有し、全ての教員で把握すると共に、スクールカウンセラー等の専門家とも連携して、いじめ問題への取組に生かしていく。

① 児童生徒との信頼関係の構築

アンケートは、いじめ発見の一つの方法であり、全てを把握することはできない。よって、アンケートの結果を踏まえ、授業中や昼食時、休み時間等に児童生徒と意識して対話をしたり、生活記録ノートや個人日記等で児童生徒と悩みについて対話したりするなどして、児童生徒が教職員に本当の気持ちや悩みを打ち明けられることができるよう、信頼関係づくりに取り組む。

② 教育相談の実施

アンケートの結果を踏まえ、児童生徒に対して個別に教育相談を行う。アンケート結果を示して、学校全体の客観的な状況を示しながら個別に教育相談を行うことで、児童生徒の困っていることや悩みを引き出し、早期対応を図る。

③ 教職員のチームによる対応

教職員同士がいじめ問題について話し合う場面において、アンケートの結果を材料として活用し、共通理解や情報共有等を行うなど、日頃から教職員同士が相談できる雰囲気を作り、チームで対応できる体制を整えておくようにする。

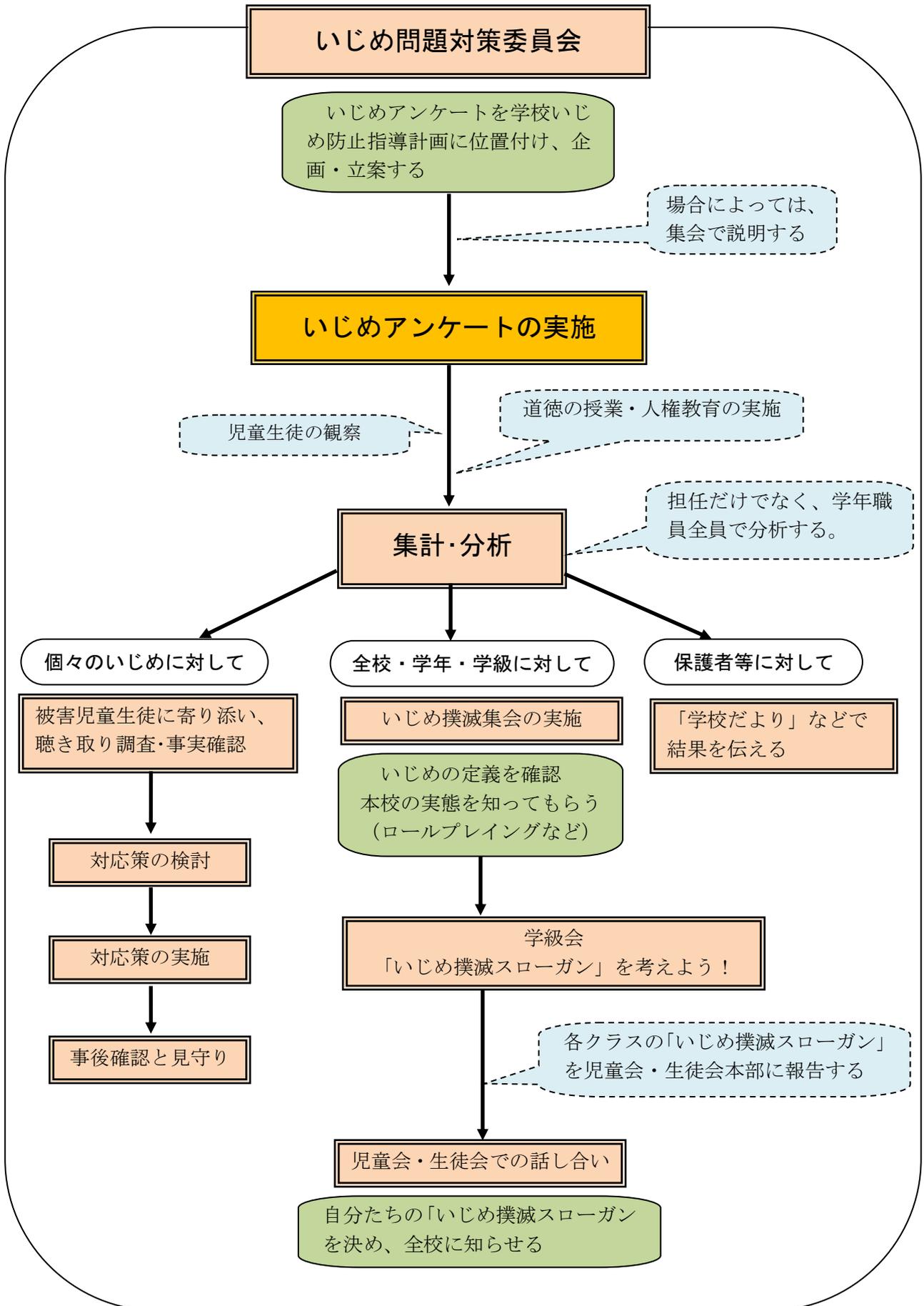
④ 保護者や地域を活用

アンケートの結果を踏まえた学校の指導方針を保護者や地域に発信し、共通理解のもとに協力を依頼するなど、学校の実情に合わせて、様々な場面で活用できるようにする。

(2) いじめアンケートの活用方法（例）

- | | |
|--------|--|
| ① 実施時期 | 毎月実施
6月頃・12月頃 または 6月頃・10月頃・1月頃 |
| ② 対象 | 全校児童生徒 |
| ③ 実施方法 | 短学活 または 学級活動の時間 |
| ④ その他 | アンケートの質問内容に対し、正直に答えて欲しいということを児童生徒に伝える。
アンケート終了後、直ちに集計を行う。 (※アンケート用紙は5年間保管)
集計・分析から、聴き取り調査を実施し、丁寧な事実確認を行う。 |

(3) いじめアンケートの活用フローチャート (例)



(4) いじめアンケート例【小学校1】 ※氏名の記名、無記名については学校の判断で

いじめについての調査

()年 ()組 氏名 _____

今年^{ことし}の4月^{がつ}から、今日^{きょう}までのことについて、下^{した}の質問^{しつもん}に答^{こた}えてください。ここ^こに書^かいてくれた内容^{ないよう}については、必^{かなら}ず秘^ひ密^{みつ}にします。①～⑧は(はい いいえ)のどちらかに○をつけてください。⑨は、具体的^{ぐたいてき}にいじめの内容^{ないよう}を書^かいてください。

- ① 冷^ひやかしやからかい、悪^{わる}口^{くち}や脅^{おど}し文^{もん}句^く、嫌^{いや}なことを言^いわれた。 (はい いいえ)
- ② 仲^{なか}間^まはずれ、集^{しゅう}団^{だん}による無^む視^しをさされた。 (はい いいえ)
- ③ 軽^{かる}くぶつかられたり、遊^{あそ}ぶふりをしてたたかれたり、けられたりした。 (はい いいえ)
- ④ ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりした。 (はい いいえ)
- ⑤ お金^{かね}をとられた。 (はい いいえ)
- ⑥ 大^{だい}事^じなものをか^かくされたり、とられたり、こわされたり、すてられたりした。 (はい いいえ)
- ⑦ 嫌^{いや}なことやはずかしいこと、危^き険^{けん}なことをされたり、させられたりした。 (はい いいえ)
- ⑧ ネット上のサイトや携^{てい}帯^{たい}電^{でん}話^わなどで、変^{へん}なことを書^かかれた。 (はい いいえ)
- ⑨ その他 (いつ頃^た、誰^{だれ}に、どんなことをされましたか。具体的^{ぐたいてき}にいじめの内容^{ないよう}を書^かいてください。いじめをみ^みたことや聞^きいたことがあれば書^かいてください。)

ありがとうございました。

(5) いじめアンケート例【小学校2】 ※氏名の記名、無記名については学校の判断で

いま がくねん
今の学年になってからのことで、あ 当てはまるほうに○をつけてください。 ねん な まえ
年 名前

じぶん
【自分のことについて】

- | | | | |
|----|----------------------------------|----|----|
| 1 | すれちがうときにおおげさによけられる | ある | ない |
| 2 | となりの人につくえをはなされる | ある | ない |
| 3 | なかまはずれにされたり、むしされたりする | ある | ない |
| 4 | おかしくないのに笑われる | ある | ない |
| 5 | 変なあだなをつけられたり、変な呼び方で呼ばれたりする | ある | ない |
| 6 | いじられたり、からかわれたり、悪口を言われる | ある | ない |
| 7 | いやなことを言われたり、ばかにされたりする | ある | ない |
| 8 | かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする | ある | ない |
| 9 | ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする | ある | ない |
| 10 | 役割や当番などをおしつけられたり、かばんを持たされたりする | ある | ない |
| 11 | おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりする | ある | ない |
| 12 | 服を脱がされるなど、はずかしいことをさせられる | ある | ない |
| 13 | メールやネット上のサイト、携帯電話などで、変なことが書かれている | ある | ない |
| 14 | 自分のものをかくされたり、乱暴に扱われたり、こわされたりする | ある | ない |
| 15 | お金やものをとられたり、おごらされたりする | ある | ない |

まわりのひと
【周りの人のことについて】

- | | | | |
|----|--------------------------------------|----|-----|
| 1 | すれちがうときにおおげさによけられている人がいる | いる | いない |
| 2 | となりの人につくえをはなされている人がいる | いる | いない |
| 3 | なかまはずれにされたり、むしされたりしている人がいる | いる | いない |
| 4 | おかしくないのに笑われている人がいる | いる | いない |
| 5 | 変なあだなをつけられたり、変な呼び方で呼ばれたりしている人がいる | いる | いない |
| 6 | いじられたり、からかわれたり、悪口を言われている人がいる | いる | いない |
| 7 | いやなことを言われたり、ばかにされたりしている人がいる | いる | いない |
| 8 | かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかかれている人がいる | いる | いない |
| 9 | ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりしている人がいる | いる | いない |
| 10 | 役割や当番などをおしつけられている人がいる | いる | いない |
| 11 | おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりしている人がいる | いる | いない |
| 12 | 服を脱がされるなど、はずかしいことをさせられている人がいる | いる | いない |
| 13 | メールやネット上のサイト、携帯電話などで、変なことが書かれている人がいる | いる | いない |
| 14 | 自分のものをかくされたり、乱暴に扱われたり、こわされたりしている人がいる | いる | いない |
| 15 | お金やものをとられたり、おごらされたりしている人がいる | いる | いない |
| 16 | 泣いている人がいる | いる | いない |

■ 気になることや感じていることを書いてください。

■ 相談したいことがある人はここに「○」を書いてください。

(6) いじめアンケート例【中学校】 ※氏名の記名、無記名については学校の判断で

いじめに関するアンケート（〇〇年〇月実施）

年 組 氏名

いじめに関するアンケートです。このアンケートの目的は現在の学級・学年の状況とあなた自身のことを知り、今後の学校生活の改善を図るためのものです。よく読んで正直に答えてください。

記入の方法：令和〇〇年の4月から今日までの体験を答えてください。各質問について○をつける部分と、指示にしたがって答える部分があります。

質問1 いじめを見た経験（どちらかの番号に○をつけてください）

いじめを見たことがある	1	いじめを見たことはない	2
-------------	---	-------------	---

質問2 質問1であると答えた人だけ、どんないじめか下から選んで空欄に○をつけてください。

(複数回答 可)

ア なぐる・ける等の暴力的ないじめ	
イ 悪口やその人の短所等を言葉で言ういじめ	
ウ 話しかけたときやあいさつをしたときに無視をするいじめ	
エ 仲間はずれにするいじめ	
オ その他	

その他の具体的な内容（)

*例：ネットへの書き込み など

質問2-2 質問1で「1 ある」と答えた人で、覚えていたら書いてください。

いつ頃	誰が	誰に	どんなことをしていましたか

質問3 いじめられた経験（どちらかの番号に○をつけてください）

いじめられたことがある	1	いじめられたことはない	2
-------------	---	-------------	---

質問4 質問3であると答えた人だけ、どんないじめかを下から選んで空欄に○をつけてください。

(複数回答 可)

ア なぐる・ける等の暴力的ないじめ	
イ 悪口やその人の短所等を言葉で言ういじめ	
ウ 話しかけたときやあいさつをしたときに無視をするいじめ	
エ 仲間はずれにするいじめ	
オ その他	

その他の具体的な内容（)

質問4-2 質問4で「1 ある」と答えた人で、覚えていたら書いてください。

いつ頃	誰に	どんなことをされましたか	解消されましたか
			()解消した ()解消されない
			()解消した ()解消されない

質問5 いじめた経験 (どちらかの番号に○をつけてください)

いじめたことがある	1	いじめたことはない	2
-----------	---	-----------	---

質問6 質問5であると答えた人だけ、どんないじめかを下から選んで空欄に○をつけてください。

(複数回答 可)

ア なぐる・ける等の暴力的ないじめ	
イ 悪口やその人の短所等を言葉で言ういじめ	
ウ 話しかけたときやあいさつをしたときに無視をするいじめ	
エ 仲間はずれにするいじめ	
オ その他	

その他の具体的な内容 ()

質問7 その他

いじめのこと、つらい思いをしたなど、クラスの様子など・・・。

何か先生に訴えたいことがあったら、自由に書いてください。

また、このアンケートは、無記名(氏名を書きません)ですが、さしつかえなければ氏名を書いてください。秘密は守ります。

あなたの氏名 _____ ←書かなくてもかまいません。

担任の先生に、提出してください。

ご協力、ありがとうございました。